

令和5年度 第8回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和5年（2023年）11月9日

日野市教育委員会

令和5年度第8回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和5年(2023年)11月9日(木)
14時05分～14時32分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委員 真野 広 委員 正留 久巳
委員 岩下 優美子

議事録署名委員 委員 正留 久巳

事務局出席者 教育部長 村田 幹生 教育部参事 田中 洋平
(兼生涯学習課長)
庶務課長 釜堀 亜矢子 教育指導課主幹 坪田 充博
統括指導主事 馬場 章夫
ふるさと文化財課長 金野 啓史

傍聴者 1名

書記 庶務課課長補佐 脇坂 立志
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

正留 久巳

議事内容

議案

第 2 2 号 日野市郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について

協議事項

第 4 号 第 4 次日野市学校教育基本構想素案について

請願審査

第 5-8 号 都教委が 4 月 4 日入学式派遣職員に行った”説明会”での、憲法・子どもの権利条約違反の内容を猛省し、今後は完璧主義・潔癖症のような姿勢を改めるよう意見書提出を求める請願

(議事の要旨)

開始 14時05分

[堀川教育長]

ただいまから、令和5年度第8回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

(傍聴人入室)

[堀川教育長]

本日の議事録署名は、正留委員にお願いをいたします。

[正留委員]

はい。分かりました。

[堀川教育長]

本日の案件は、議案1件、協議事項1件、請願審査1件です。

会議の進め方ですが、請願第5-8号は、議事の最後に審査したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、請願第5-8号の審査は、議事の最後に行います。

それでは、議事に入ります。

議案第22号 日野市郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。ふるさと文化財課長。

○議案第22号 日野市郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について

[金野ふるさと文化財課長]

ふるさと文化財課長でございます。よろしくお願ひいたします。

では、議案書1ページ、議案第22号 日野市郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

議案の概要でございます。1ページを御覧ください。

日野市郷土資料館条例は、第8条において、博物館法第20条を根拠に、日野市郷土資料館協議会の設置をうたっておりましたが、博物館法の一部を改正する法律、法律第24号が令和4年4月14日に公布され、令和5年4月1日付で施行されました。これに伴い、同法の引用箇所について条例改正するものでございます。

2ページをお開きください。日野市郷土資料館条例を改正する改め文でございます。

まず、日野市郷土資料館条例を改正する改め文は、第8条中、「以下「法」という。」という箇所を削除いたします。もう一点は、「第20条第1項」を「第23条第1項」に改めるといふものでございます。これは、博物館法の改正に伴い、いわゆる条ずれが生じたこ

とによるものでございます。

新旧対照表は、1 ページ飛ばしまして、4 ページ冒頭部分でございます。第 8 条の部分、「以下「法」という。」という部分を削除し、「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改めるというものでございます。

説明は以上でございます。御審議、お願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。日野市郷土資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第 22 号は原案のとおり可決されました。

協議事項第 4 号 第 4 次日野市学校教育基本構想素案について、事務局より説明をお願いします。教育指導課主幹。

○協議事項第 4 号 第 4 次日野市学校教育基本構想素案について

[坪田教育指導課主幹]

教育指導課主幹でございます。

それでは、議案書 5 ページ目をお開きください。協議事項第 4 号 第 4 次日野市学校教育基本構想素案について、このことについて協議をお願いするものでございます。

次ページをお開きください。こちらが第 4 次日野市学校教育基本構想素案でございます。ここに至るまで、第 4 次日野市学校教育基本構想検討委員会などを立ち上げ、3 回の検討委員会を開催してまいりました。この構想素案は、委員会などで委員から寄せられた意見などを反映させ、まとめたものでございます。

以上の御説明から、本協議において構想素案が一定程度まとまったことを受け、協議内容といたしまして、2 点、協議をいただければと存じます。

1 点目としまして、お示ししている第 4 次基本構想の素案の内容について、2 つ目、今後の進め方、スケジュールについてでございます。今後の進め方、スケジュールにつきましては、本日の御意見などを踏まえ、12 月上旬からパブリックコメントを実施してまいりたいと思っております。また、この先、いただいた御意見を集約しながら、令和 6 年 2 月 17 日、第 4 回第 4 次日野市学校教育基本構想検討委員会、令和 6 年 3 月 14 日、第 12 回教育委員会定例会、これらの委員会等を経て、令和 6 年 4 月制定に向け進めてまいりたいと存じます。

この 2 点について協議をお願いするものになります。

説明は以上となります。御協議のほど、よろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

提示いただきました第4次日野市学校教育基本構想素案について及び今後の進め方、スケジュールについて、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

第4次学校教育基本構想は、アンケートやワークショップでの多くの皆さんの声に基づき、検討委員会を中心に検討、整理されてきたと理解しております。今回、素案として示されましたけれども、構想の土台として第3次学校教育基本構想があり、最上段には教育理念、方向、目標としての、子供と大人の10+の姿、それらを実現するための3つの基本方針があり、具体的な活動として、主体者ごとの8+のプロジェクトと推進方策という構成は、学校教育基本構想として具現化を進めていくのに分かりやすいと感じております。

素案の中には、非常に多くの思いが凝縮した形で詰め込まれている感があります。広く子供たちや市民の皆さんと認識を共有し、具体的な活動につなげていくには、今後の中で展開方法や表現方法の工夫も必要と考えております。ぜひ御検討いただければと思います。

第4次学校教育基本構想素案については、検討委員会の皆様をはじめとします関係者の御努力、御奮闘により、合理的で妥当な内容で策定が進んでいると私は認識しています。引き続きよろしくをお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も今回、今、素案の段階ではありますが、たくさんの方の声を聞いたり、ワークショップを繰り返す中で、4次構想をまとめ上げる作業、大変御苦勞が大きいのではないかと推察をいたします。

第3次学校教育基本構想の理念を継承すると確認されたことに対しても、私は大いに賛同したいと思っております。3次構想からさらに発展した、よりよいものが出来上がることを期待しております。

その上で、4次構想に向けて、校長先生との懇談の機会を通じて感じたことは、先生方によって構想理念の理解、腹落ち度にばらつきがあるということでした。3次構想の最初から関わられていた先生もいらっしゃいますし、途中年度、ほかの地域から転入をされてきた先生方もいらっしゃるので、当然のことなのかもしれませんが、そこで感じたことは、せっかくのよい理念も、毎年繰り返し繰り返し、その思いを共有していくこと、その大切さを感じました。

そのための方策は様々あるのかなと思いますけれども、一例としまして、先日、戸田市を視察する前に、戸田市の教育理念の紹介ビデオを視聴しておりました。訪問した際は、プレゼンは駆け足でしたけれども、事前にそういうビデオを見ておりましたので、その思いというか、そういったものを受け止めることができました。紙に書かれた文字は多く、

なかなか読み切れない。ましてや、文字だけでは伝わらない行間に込めた思いがあります。そういう面でも、より多くの人に日野市の教育を知ってもらうためには、映像などを通して発信してもいいのではないかなと思いました。

今回、まずは12月、パブリックコメントをいただくという段階になっておりますけれども、4次構想の理念を広く市民の皆さんにも届くように、同じようなこととなりますが、工夫をしていただければと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

説明ありがとうございました。

第4次日野市学校教育基本構想の素案は、第3次の理念を踏まえて、多くの意見を捉えて具体につなげようとする思いが詰まったもので、大変いいと思いました。

また、第4次の構想の基本方針、「みんなが当事者として、自ら歩む道をつくる」にあるように、それぞれが理念をいかに具体につなげるかを大切にしていると思います。そのために、8+プロジェクトを示してもあります。ここはとても大事なところだと思います。

第4次の推進のためには、構想を分かりやすく示して、理解を深めてもらうことが重要です。そのために、なお一層、工夫、改善をすることを今後の課題としていただければありがたいというふうに思います。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

御説明ありがとうございました。素案に賛成の立場で意見を申し上げます。

第4次学校教育基本構想は、検討会議をリモート公開で行い、第3次学校教育基本構想の振り返りからスタートし、3次構想の理念を継承し、様々な人々の声を反映する手法を取り、とてもすてきなことだと思っています。これからパブコメも含め、より多くの方に第4次構想を知っていただき、日野の子供たちの今と未来を一緒に考え、協力してつくっていけるよう、今後とも引き続きよろしく願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言意見を申し上げたいというふうに思います。

私自身の考えということも含めてですけれども、4次構想がどうなれば成功と言えるのかということについて、私は2点あるというふうに思っております。

1つは、5年後、令和10年のときに振り返ってみたときに、この5年で前向きな変化につながったなど、この5年間で前向きな変化があったと言えるかどうかというのが一つすごく大事だというふうに思っています。その前向きな変化というものが何か、その前向きという方向を示すことが3次構想の役割でもあったし、4次構造の役割でもある。す

なわち、「すべての“いのち”がよろこびあふれる今と未来」ということにつながっているのかどうか、その今と未来を子供たちがつくっているのかどうか、また、その力を身につけているのかどうか、そこが非常に大事なポイントかなというふうに思っております。

2つ目が、学校教育に関わるみんなが当事者として関わられたか、そのプロセスの中で関わることができたかということが大切だというふうに思います。そのみんなというのが、この素案の中にもありますけれども、子供を真ん中にして、学校、家庭、地域、そして企業、大学、行政が書かれておりますけれども、そのみんなが関わること、腹落ちをして取組を進めていくことができるということが大事だというふうに思います。そこに関しては、今も委員の皆様からも御意見がありましたけれども、行間を埋めるための努力、伝えるための工夫ということも含めて、これから考えていくこともあるというふうに思います。パブコメのプロセスもありますけれども、そういったところも含めて、磨き上げて、いい構想にしていけるように、事務局としても汗をかいていきたいというふうに思います。

以上です。

他に御意見はございませんか。

なければ、協議事項第4号を終了いたします。

請願第5－8号 都教委が4月4日入学式派遣職員に行った”説明会”での、憲法・子どもの権利条約違反の内容を猛省し、今後は完璧主義・潔癖症のような姿勢を改めるよう意見書提出を求める請願、事務局より説明をお願いいたします。庶務課長。

○請願第5－8号 都教委が4月4日入学式派遣職員に行った”説明会”での、憲法・子どもの権利条約違反の内容を猛省し、今後は完璧主義・潔癖症のような姿勢を改めるよう意見書提出を求める請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書7ページを御覧ください。請願番号、請願第5－8号、受付年月日、令和5年10月12日、件名、都教委が4月4日入学式派遣職員に行った”説明会”での、憲法・子どもの権利条約違反の内容を猛省し、今後は完璧主義・潔癖症のような姿勢を改めるよう意見書提出を求める請願でございます。

請願者の住所氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、8ページから10ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

それでは、1ページの左側に書いたように、東京都の施策は非常に区市町村教育委員会に影響力が大きいんですね。ですから、東京都教育委員会が変なことをやっていれば、やっぱり是正を求める意見書を出してほしいと思うわけです。

具体的に言いますと、5月にも1回出しましたけれども、あの時点から後で、開示請求によって都教委がとんでもない説明会を4月4日に、藤井大輔氏という教育監が呼びかけて、都庁内でやっていたと。これがひどい中身でして、憲法の「思想・良心の自由」、あるいは教育基本法の「政治的中立性」に違反していると私どもは思っております。

その説明会の中身というのは、敷地外のビラ配布を妨害する目的、教育委員会や校長はね。それからもう一つは、君が代のときの日の丸への礼、それを非常にこだわっておるということでございます。

1ページ目に書いたように、私ども1回、請願を都教委に出したんですが、それはビラに限って、君が代の強制はおかしいというビラを敷地外で保護者とか、あるいは地域住民が配ることに対して、都教委が妨害をすることに対して、おかしいということをかなり言ったわけです。

具体的におかしいというのは、2ページを見ていただきますと、そもそも、まず、ビラ配布、ビラという言葉はあれですけども、メッセージのようなものを配布するというのは、完全に「思想・良心の自由」に適合しておりますし、門の外ですから、道路交通法というのは非常に狭い道ですね。例えば皆様の机の間にあるような、そういう道に2人ぐらいいるとなれば、これは確かにいろいろ許可とかが要るんでしょうけれども、一切そういうのじゃないところは、「有楽町何とか」というので判決も出ておまして、一切邪魔をするような権限は当局にはないのに、都教委が非常にビラにこだわっている。しかも、ビラの中身というのは、学習塾とか、それから奨学金のビラだって配っている人がいるんですよ、入学式や卒業式で。そっちには目くじらを立てずに、君が代について、都教委の政策に合わない、思想に合わないということで妨害をしようというのは、非常に悪質な、ロシアと同じようなものであると。大分これについては、私ども、指導企画課というところに申し入れて、道路が混雑していなければ、「そういうようなことは今後していかない」というようなことは言っているんですが、やっぱりビラの中身で差別しているようなことについてはなかなか言及がないという現状でございます。その辺が大体2-1に書いてあるということでございます。

その後、式の進行について都教委が狙っているのは、やっぱり君が代にこだわっているというか、「生徒の予定外の行動」という言葉をよく使っているんです。その後、「不測の事態に当たってはやり直しをしろ」と言っているんですが、どう見てもこの文脈からいくと、「不測の事態」というのは教員・副校長側にある、例えば小池百合子氏のメッセージを忘れたとか、祝電を忘れたとか、そうじゃなくて、その前に「生徒の予想外の行動」とあれば、これはどう見ても君が代の不起立を指しているわけですね。それだけで、都教委はそれを認めません。認めるとロシアになっちゃうからということですね。

だけど、やっぱりこだわっているというか、この問題におかしいと思う人はたくさんいます。2ページの右下に書いたように、皆さんにも朝日新聞の京都版を送りましたけれど

も、京都では田花結希子アイリーンさんという方が、今年の京都市の小学校、中学の入学式で勇気ある不起立をやりました。そのときは、天皇というものを意識させる歌であるということで、これは私は立てないということをやったら、盛んに京都市の学校は、「みんなにいじめられるから」とか、「みんなが立っているんだから」とか、同調圧力を求めるんですけれども、こういう教員は情けないですね。

京都市の教育委員会はそれを否定しています。そんなことは言っていないなんて言っていますけれども、やっぱりそうやって同調圧力を求めるような指導をするのはおかしい。思想・良心の自由を最大限に認めていくべきだということをや、ぜひ皆さん、この朝日新聞の京都市の記事を1回読んでいただきたいと思います。

3ページのほうは、先ほどのビラの中止要請のことについて、右側に書いたように、中止要請は「混んでいなければいけない」ということなので、ぜひ今後も日野市の入学、卒業式でこういうビラまきをする人、ビラまきとかメッセージカードを配る人がいたら、妨害とか、ぜひそういうことのないように、門の外であればですよ、そこはしっかりとお願いしたいと思っています。

そんなようなことで、とにかく都教委が、それからもう一つ大事なことは、「国旗への敬礼」にこだわっているんですね。非常にこだわっている。これは失礼だと思います。生徒がいるんですよ。そこに尻を向けて……。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分を経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

はい。まとめます。

主人公の生徒に尻を向けて国旗に礼するというのは、「国のほうが生徒より大事だ」ということになりますので、堀川さんにおかれても、この後、成人式で、ぜひ大坪市長のようなまねをして、国旗に礼をして新成人に尻を受けるという失礼な、本当に失礼な、ああいう態度、「人間じゃなくて、旗、国家権力のほうが大事だ」という態度は示さないように、ぜひ1月、堀川さん、注目していますので、そこも含めてお願いしたいと思います。

これで終わりますが、「個人の尊厳のほうが国家よりも大事だ」というところをぜひ皆さん押さえて、本当にぜひ質問してくださいね。そんなところで終わります。

では、どうも。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いをいたします。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

本請願は、私自身、不採択と考えております。

その理由についてですが、本請願は、請願事項として、1項から2-4項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願事項をよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身による説明を伺っても、請願事項に対する具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

請願者の御説明、ありがとうございました。

私もこの請願をいただいて、何度も読ませていただきました。その上で、内容は、請願者の考えに基づいて一方的な主義主張をされているもので、請願を採択するに当たる正当な理由が私には読み取れませんでした。

したがって、私はこの請願、不採択というふうに判断いたしました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

御説明ありがとうございました。

本請願を読ませていただきました。資料も読ませていただきました。本請願の背景、請願提出に至る経緯及び請願事項の2-1から2-4についても読みましたが、請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、理解ができませんでした。意見書提出を求める請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。

したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願の背景、根拠及び請願事項並びに資料を読ませていただきました。また、ただいま請願者による御説明を伺いました。どうもありがとうございました。

請願者グループの考えに基づき、都教委と現にやり取りをされています。日野市教育委員会が採択すべき理由が見当たりませんでしたので、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、都教委が4月4日入学式派遣職員に行った”説明会”での、憲法・子どもの権利条約違反の内容を猛省し、今後は完璧主義・潔癖症のような姿勢を改めるよう意見書提出を求める請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第5-8号については不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて令和5年度第8回教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

た。

閉会 14時32分